

平成 17 年 11 月 2 日 朝日新聞(朝刊)

横浜国立大学教授(消費者政策)

にしひら たかお
西村 隆男

私の視点

米国で10月17日、改正破産法が施行された。最大の注目点は、債務者は破産申し立て前に家計のカウンセリングを、免責許可の前にはクレジット教育(債務者教育)を受けることが義務づけられたことだ。多重債務者が増加中の日本にも参考になる動きと言える。

米国の個人破産者は、年間160万人、実に72世帯に1件という高水準だ。消費者救済には、行政が生活を支援する必要に迫ら

れていた。債権者側にしても、破産の乱用を防ぎ、債権の一部でも返済させるには、債務者の生活改善が不可欠という認識があった。カウンセリングやクレジット教育は、司法省が認定した団体が実施する。債務者はクレジットカウンセラー、会計士、教師らによる

台と高止まりしている。

人も多い。一時的な入居施設である自立支援センターで、入居者の破産申し立てを支援することもある。

融情報判断力を養う「金融リテラシー教育」が、今後求められる時はない。

私は消費生活アドバイザーらが昨秋熊本で設立した「消費者教育NPO法人お金の学校くまもと」の活動を支援している。同団体は多重債務者やその家族の相談に応じるだけでなく、体験型学習会を開いて、「予防活動」もしている。

◆債務者救済

相談と教育の法制化を

家計診断の後、返済計画を提案してもらったり、家計管理のノウハウなどについて指導を受けたりする。法律家を加えないのは、債務の減額交渉といった法的処理とは異なる、ソフト面からの支援が目的だからだ。

一方、日本の個人破産者はバブル崩壊後、拡大傾向にある。現在、年間20万人

セリング機関だ。04年度は約1800件の対面カウンセリングをした。ただ、多重債務者が全国で200万人とも言われる現状では、対応能力にも限界がある。過剰消費をあるCMや広告が多い中で、悪質商法も後を絶たない。多重債務者の中には、取り立てに追われ、ホームレスになった

セリングや債務者教育はほとんど実施されていない。多重債務問題の解決を目的として、金利規制や業者に対する貸し付け規制など、法改正がされてはきたが、不十分なことは明らかだ。債務者に契約や保証、金利などの知識があれば、大損害を免れる場合が多い。最低限の金銭管理技術や金

という観点から、学校教育の段階から債務者教育を始めてもいいのではないかと、立法化が検討されている。金融サービス・市場法(投資サービス法)には、「金融消費者教育の推進」を明確に盛り込むべきである。

米国では、金融リテラシー教育改善法が03年に制定されたのを受け、財務省は国民に金融知識を提供するサイトを立ち上げている。私は消費生活アドバイザーらが昨秋熊本で設立した「消費者教育NPO法人お金の学校くまもと」の活動を支援している。同団体は多重債務者やその家族の相談に応じるだけでなく、体験型学習会を開いて、「予防活動」もしている。

こうした活動を全国に広げる上でも、金融消費者教育の法制化が急がれる。